

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 3 年度第 2 回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 3 年 7 月 28 日（水） 10 時 00 分～11 時 00 分
開催場所	コラボしが 21 大会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 5 人） 片山 聡 木下 康代 平井 建志 労働者代表委員（定数 5 人） 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員（定数 5 人） 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 5 人 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、神崎室長補佐、 福岡賃金指導官</p>
主要議題	<p>関係労働者の意見聴取について 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達・最低賃金基礎調査の結果 今後の滋賀県最低賃金のあり方について</p>
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係労働者の意見聴取について、滋賀県労連・滋賀一般労組、コープ滋賀労働組合、滋賀県自治体労働組合総連合から意見聴取。 ・ 中央最低賃金審議会の目安答申を伝達。また、最低賃金に関する基礎調査の結果等を説明。 ・ 今後の最低賃金のあり方について、労使委員の主張表明は次のとおり。 <p>労働者代表委員の考え方</p> <p>現在新型コロナ禍の中で労働者の生活も厳しい状況である。本年示された目安は全ランクで 28 円とされており、地域間格差を是正するのは審議会の使命と考えている。現行の最低賃金は先進国の中で最低レベルであるが、ワクチン接種も進み環境も変化しつつある。滋賀県最低賃金は全国の加重平均 902 円に対して 34 円の格差があり、県内最低賃金について、県内の情勢に合わせた金額審議を行っていきたい。</p> <p>使用者代表委員の考え方</p> <p>新型コロナ禍により、中小企業の中でも特に小規模事業場の業況に大きな影響を与えている。巣ごもり需要の多いごく一部の業種を除けば、人の移動に関わる飲食・交通運輸業等は回復の見込みは立っていない。今後ワクチン接種が進み景気回復を期待しているものの、再拡大等も見られることから一切予断は許さない状況である。最低賃金を上げることが雇用の喪失にも繋がりがねず、中賃目安小委員会では経営側委員が反対した。最低賃金は、平均賃金ではなく企業の存続と雇用確保の観点からも、各種指標や統計の明確なデータに基づいて金額審議を行いたい。</p>